

平成22年度奈良県立高等学校入学者選抜に関するQ & A

○ 入学者選抜制度全般について

Q 1 特色選抜とはどういうものですか。

A 将来の目標や興味・関心、適性等に応じて、中学生が「行きたい高校」を主体的に選択できるよう、各高校は、「特色選抜の趣旨」を示し、その特色に応じた選抜を行っています。検査内容も県内一律ではなく、学力検査、作文・小論文、面接及び実技検査の4種類の検査から、各高等学校が2つ以上を選択して実施します。

Q 2 特色選抜は、希望するすべての生徒が受検できるのですか。

A すべての生徒が、特色選抜を受検することができます。「高校別実施概要」に示す各高校の「特色選抜の趣旨」、各高校のWebページ（ホームページ）や体験入学などを活用して高校を選択してください。

Q 3 第2志望が認められる範囲は、どのようになっていますか。

A 各高校の第2志望が認められる学科（コース）の範囲については、「高校別実施概要」に記載していますので、確認してください。

Q 4 特色選抜に合格した場合、入学を辞退することはできないのですか。

A 特色選抜に合格した場合は、入学を辞退することはできません。また、合格者は、その年度の特色選抜の合格発表後に実施する公立高校の入試に出願することもできません。

Q 5 特色選抜で不合格となった場合、一般選抜で再度同じ高校の同じ学科（コース）に出願できますか。

また、特色選抜を受検せずに、一般選抜に出願できますか。

A 特色選抜で不合格となっても、その学科（コース）が一般選抜を実施する場合は、出願できます。

また、特色選抜を受検していなくても、一般選抜に出願できます。

Q 6 一般選抜合格者のうちで入学辞退者があった場合、追加の合格はあるのですか。

A 一般選抜で入学辞退があれば、各高校は、あらかじめ定めた候補者の中から追加で合格者を決定します。追加合格については、高校長から中学校長を通じて、本人に連絡します。

なお、追加合格者の決定は、第2次募集による選抜の学力検査前日の3月24日(水)までです。